

科目名・単位数	金融商品取引法 2単位	科目分類	法律系	発展科目	
配当年次	1年次・秋学期・昼・夜	担当教員	くぼ ゆきとし		
履修形態	選択必修		久保 幸年		
授業概要	<p>金融商品取引法は、企業内容等に関する情報開示の整備(開示規制)、不公正取引の排除への対応(取引規制)並びに金融商品市場を開設・管理する金融商品取引所及び市場取引の仲介業等を行う証券会社等の市場関係者における適切な業務運営等(業者規制)について規律を定め、証券市場における公正円滑な取引を確保することによって、国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的としている市場規制法である。</p> <p>本講では、金融商品取引法の目的を定める法1条において、証券市場における公正円滑な取引を確保するスタート規制としての開示規制を中心に取り上げる。そこで、主に企業内容等の開示制度等に係る開示規制及びインサイダー取引規制に対する的確な理解と条文解釈、それらを踏まえた専門的な知識と応用能力を修得することを目的とする。</p>				
到達目標	金融商品取引法の目的と開示規制等に関する理念と法の規定及び法の適用における企業内容等の開示制度等の内容と開示等並びに開示規制等の実効性を確保するための制裁の理解を習得することを目標とする。				
授業方法	テキスト及び関連資料・事例等を用いて法令の理解・解釈等に資するように授業を進め、また併せて法における検討課題についての討議等も取り上げることとする。				
事前・事後学習	授業において取り上げた金融商品取引法の解説・適用等について復習をしておくこと。また、次回の授業の対象についてテキストを事前に読んでおくこと。(90分)				
成績評価の方法	授業中における討議や事例に対する回答(40%)とともに法の適用・解釈及び法における課題をテーマにした期末レポートの内容(60%)を含めて総合的に判断する。				
フィードバックの方法	事例の回答並びにレポートの回答及び記載方法等についての解説は授業内で時間を設けて行う。				
履修上の注意	特になし。				
授 業 計 画					
第1回	<市場規制と金融商品取引法> 資金の調達・運用の市場、証券市場の構成と機能、市場規制の必要性と構成、金融商品取引法の意義と目的、投資者保護を取り上げる。				
第2回	<開示規制の概要> 開示規制の必要性と実効性、開示規制の構成と相互関係、法定開示書類の提出及び公衆縦覧を取り上げる。				
第3回	<有価証券の定義・内容とその区分> 有価証券の意義、個別列挙の有価証券とみなし有価証券、第1項有価証券と第2項有価証券、企業金融型証券と資産金融型証券の分類、開示規制の除外となる有価証券を取り上げる。				

第4回	<p>&lt;発行市場の開示規制（その1）&gt;          法定開示制度、有価証券の募集・売出し、有価証券届出制度、有価証券届出書の提出と目論見書の交付、届出の効力と待機期間、届出の免除等を取り上げる。</p>
第5回	<p>&lt;発行市場の開示規制（その2）&gt;          完全開示方式の有価証券届出書、統合開示方式(組込方式・参照方式)の有価証券届出書、目論見書、特定有価証券の有価証券届出書等を取り上げる。</p>
第6回	<p>&lt;発行市場の開示規制（その3）&gt;          発行登録制度を取り上げ、その後これまでの授業の有価証券届出制度等の規制違反に対する行政処分・刑事責任・民事責任を取り上げる。</p>
第7回	<p>&lt;流通市場の開示規制（その1）&gt;          法定開示制度、法定開示書類の概要、定期開示における法定開示書類(有価証券報告書、四半期報告書、内部統制報告書等)を取り上げる。</p>
第8回	<p>&lt;流通市場の開示規制（その2）&gt;          臨時報告書等を取り上げ、その後流通市場の開示規制違反に対する行政処分・刑事責任・民事責任、財務諸表等の適正性の実効性を取り上げる。</p>
第9回	<p>&lt;インサイダー取引規制&gt;          規制の意義、規制の概要、規制の対象者、規制の対象情報(インサイダー情報)、規制解除要件の公表を取り上げる。</p>
第10回	<p>&lt;適時開示制度&gt;          適時開示の意義と位置付け、適時開示の意義と位置付け、適時開示情報、適時開示情報と法定開示情報・インサイダー情報(業務等に関する重要事実)との関係を取り上げる。</p>
第11回	<p>&lt;フェア・ディスクロージャー規制&gt;          規制の意義、規制対象の情報伝達者と情報受領者、規制対象情報、公表の方法、公表の選択を取り上げる。</p>
第12回	<p>&lt;株券等の公開買付制度(その1)&gt;          公開買付制度の導入、公開買付けの意義、他社株公開買付制度における公開買付けの対象、公開買付けの手続き、別途買付けの禁止、公開買付けの撤回等を取り上げる。</p>
第13回	<p>&lt;株券等の公開買付制度(その2)&gt;          自社株公開買付制度における公開買付けの対象、公開買付けの手続き、両制度における法定開示書類、両制度の実効性確保(行政処分・刑事責任・民事責任)を取り上げる。</p>
第14回	<p>&lt;大量保有報告制度&gt;          大量保有報告制度の意義と概要、大量保有報告書の提出、変更報告書・訂正報告書の提出、特例報告の対応、大量保有報告制度の実効性確保(行政処分等)を取り上げる。</p>
第15回	<p>&lt;レポートの対象に関する論点と論議&gt;          開示規制において重要な役割を果たすこととなる情報開示の意義・趣旨、その情報開示の定めの特異点等に関する法令を取り上げて論議を行い、レポートの提出を行う(1週間後)。</p>
テキスト	久保幸年『金融商品取引法の開示規制』、中央経済社
参考図書	証券六法(各年度版)、新日本法規